

ラートブルフ著作集第2巻（山田晟訳）「法哲学綱要」

東京大学出版会 1963年11月30日刊を読む

法哲学の本質

1. 多種多様の《哲学的》学説のなかに、一つの共通性が見出される。すでに哲学の名称は、教える者および教えられる者がいっそう暖かく、いっそう内的に、いっそう個人的にその対象に参与することによって、その対象が他の学問の対象よりもすぐれていることを示唆している。時代および人間の魂のそれぞれ焦眉の問題に答える学説が常に哲学的学説と呼ばれた。哲学はいつも最も重要とみなされた学問の内容の総体であった。
2. したがって、哲学の名称が真理の全領域において、最も重要な(真理の)部分を するに役立つものだとすれば、われらの学問の一部を哲学に数える場合には、その部門について価値判断を下すのである。さて、しかし、価値判断はその認識が可能なのではなく、これを信ずることのみが可能なのであって、このことは、さらにこの議論を進めてゆくうちに、確立される基本的な考えである。したがって、本書は、ただちに証明することのできない信仰の告白をもってはじめなければならない。それは、ちょうど決定的な問題を前にして、いつもその答えを認識することができず、たんにこれを信じうべきことを告白しなければならないであろうのと同様である。
3. 何が(現に)在るかということと言う理論ではなく、何が在るべきかを明らかにする理論が最も重要な理論として現われる。それゆえに哲学の対象は、在るものではなく、在るべきもの、実在ではなく価値、原因ではなく目的、すべての事物の存在ではなく、その意味である。そして、法哲学は、とくに、通用している法ではなく、適用すべき法を、実定法ではなく、正法を取り扱うものであり、法ではなく、法の価値、意味、目的—正義—を取り扱うものである。

P5

[コメント]

ものごとを本質から考えるときに「哲学的思考」が大切。「法」も同様で、「法哲学」という分野からの「実体法」を考えることが求められる。この大不況時に数多くの不況対策の緊急立法を制定する必要があるか、果たして立法担当者は哲学的思考を加えているか議論し検証する必要がある。

- 2009年3月21日林明夫記 -